

「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の開催について

平成 30 年 5 月 22 日
改正 平成 30 年 6 月 25 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 4 月 21 日
改正 令和 3 年 6 月 8 日
改正 令和 3 年 9 月 29 日
改正 令和 5 年 5 月 26 日
改正 令和 6 年 2 月 19 日

総務省政策統括官（統計制度担当）

1. 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。令和 5 年 3 月 28 日最終改正）を踏まえ、統計委員会の支援の下、ビッグデータ等の活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。以下同じ。）を選定して、関係者の協力を得て集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するなどし、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進することを目的として、ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議（以下「連携会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- （1）官民における、統計的分析や統計作成におけるビッグデータ等の利活用の先行事例及び先行研究の分析について
- （2）統計的分析や統計作成における優先度の高いビッグデータ等の選定と応用可能性について
- （3）関係者との情報共有及び優良事例の横展開の可能性について
- （4）各府省におけるビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）の実施及びその環境整備について
- （5）その他

3. 構成及び運営

- （1）連携会議は、政策統括官（統計制度担当）が主宰する。
- （2）連携会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）連携会議に座長を 1 人置く。座長は、政策統括官（統計制度担当）があらかじめ指名するものとする。
- （4）座長は、関係府省の関係者に対しオブザーバーとして連携会議への出席を求めることができる。

- (5) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係府省、データホルダー等の関係者に対し連携会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、連携会議の下にワーキンググループその他の会合を開催することができる。
- (7) ワーキンググループその他の会合に所属する構成員は座長が指名する。
- (8) その他、連携会議の運営に必要な事項は、座長の定めるところによる。

4. 議事の公開等

- (1) 連携会議は、原則、非公開とする。ただし、座長が認めるときは公開とすることができる。
- (2) 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、これを公開するとともに、配付資料を公表する。ただし、出席者（所属先を含む。）、配付資料等については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (3) 連携会議における検討状況は、必要に応じて統計委員会に報告することができる。

5. 庶務

連携会議の庶務は、総務省統計品質管理推進室において処理する。

ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議 構成員名簿
(五十音順・敬称略)

(構成員)

いずみ きよし
和泉 潔 東京大学大学院教授

おおにし こうし
大西 浩史 (一社) 日本データマネジメント・コンソーシアム理事 兼 事務局長

しょうじ まさひこ
庄司 昌彦 武蔵大学教授

【座長】 たかはし ひろし
高橋 大志 慶應義塾大学大学院教授

たはら けんご
田原 健吾 (公社) 日本経済研究センター主任研究員

みずの たかゆき
水野 貴之 国立情報学研究所准教授

※このほか、関係府省の関係者がオブザーバーとして参加